

令和元年度 肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金 評価表 NO. 47

所管部課名	交通貿易課	担当者	藤井 珠恵					
事務事業名	鉄道利用促進事業							
根拠法令	肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金交付要領							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和元年度 予算額	200 千円	国県支出金 千円	一般財源 200 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	実施団体数		4団体		令和 6 年度			
成果指標②								
補助対象者	地域のコミュニティ協議会、自治会、ボランティア団体及びNPO法人等							
補助対象経費	活動やイベントの実施に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	・肥薩おれんじ鉄道の利用促進等を目的に実施する活動やイベント等であること。 ・肥薩おれんじ鉄道の駅構内や駅周辺で実施されるもの又は肥薩おれんじ鉄道を活用した活動やイベント等であること。 ・本市や肥薩おれんじ鉄道の周知やイメージ向上に資するものであること。 ・沿線住民のマイレール・マイステーション意識の向上に資するものであること。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	1 団体年間 1 件上限 5 万円							
上記項目の積算方法								
補助を受ける 事業の決算状況 等の 経過	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	0		5,000	9.1%	157,002	75.8%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成			5,000	9.1%	157,002	75.8%
		市補助金			50,000	90.9%	50,000	24.2%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		55,000	100.0%	207,002	100.0%
	支出	事業費			55,000	100.0%	207,002	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
	計	0		55,000	100.0%	207,002	100.0%	
	支出計/前年度支出計						376.4%	
	自己資金/前年度自己資金						3140.0%	
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1 件		1 件		
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金は、「川内駅おもてなし事業補助金」を拡充し、平成 29 年度から実施している。 拡充内容は、補助対象者を高等学校等から各種団体等へ、補助対象経費をおもてなし経費だけでなくイベント経費等へ、実施場所等を川内駅だけでなく同鉄道沿線各駅に拡大したものである。 補助実施団体においては、同鉄道のパンフレットを配布しPR活動を実施したり、同鉄道利用者への特典を実施するなど肥薩おれんじ鉄道の利用促進を図っている。 また、同補助金について、本年度 2 件の申請を受理している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	肥薩おれんじ鉄道の周知や利用促進の実施により、地域の活性化に寄与している。また、同鉄道の維持により、市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	沿線住民のマイレール・マイステーション意識向上や、肥薩おれんじ鉄道の利用促進のために支援が必要である。また、交通弱者の外出する機会の支援にも必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	肥薩おれんじ鉄道を活用した活動や駅や駅周辺のイベントの実施は、同鉄道の利用やマイレール・マイステーション意識の向上に繋がり、住民の足を守る目的からも適切な効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政以外の者が行うことで、事業実施時に肥薩おれんじ鉄道に関わる方や機会も増え、肥薩おれんじ鉄道の周知やマイレール・マイステーション意識の向上、利用促進により繋がる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	肥薩おれんじ鉄道の活用した活動や駅や駅周辺のイベントに対して補助することにより、肥薩おれんじ鉄道の利用促進や沿線住民のマイレール・マイステーション意識の向上が図られ、補助金を交付することは、最も妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	イベント等実施するにあたっての必要最小限の経費及び鉄道利用に係る運賃への補助であり、妥当と考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 《上記方向の理由》 肥薩おれんじ鉄道の利用促進や地域の活性化につながるものであり、肥薩おれんじ鉄道の利用者が減少する中、今後も継続して利用促進を行う必要があるため。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 《まとめ》

肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成29年薩摩川内市告示第89号）第2条の表に掲げる肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 地域のコミュニティ協議会、自治会、ボランティア団体及びNPO法人等（以下「団体等」という。）が、肥薩おれんじ鉄道の利用促進等を目的に実施する活動やイベント等であること。
- (2) 事業計画書の内容が、肥薩おれんじ鉄道の駅構内や駅周辺（おれんじ鉄道での来場者が見込める範囲の場所）で実施されるもの、又は肥薩おれんじ鉄道を活用した活動やイベント等であること。
- (3) この活動やイベント等を実施することで、本市や肥薩おれんじ鉄道の周知やイメージ向上に資するものであること。
- (4) 沿線住民のマイレール・マイステーション意識の向上に資するものであること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業については補助の対象としない。

- (1) 宗教活動等若しくは政治活動や暴力団活動等に該当する事業
- (2) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 肥薩おれんじ鉄道利用促進イベント等補助金の額は、予算で定める額以内とし、1団体年間1件5万円を上限とする。ただし、その他特別に認められる事情がある場合は、上記の金額に加算することができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、肥薩おれんじ鉄道の利用促進等を目的に実施する活動やイベントの実施に当り必要と認められる経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施前1箇月以内とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これ

を行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない
と認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 実施内容が分かるような書類（写真、チラシ又はパンフレット等）

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の内容及びその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、肥薩おれんじ鉄道の利用促進、沿線地域の活性化に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。